

令和元年10月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和元年10月17日(木) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

出席農業委員

議席1 欠 席 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部 忠吉 委員 吉田 善一 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長

志賀 睦

主 査(併任)

大和田 千歳

副主査(併任)

森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会10月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様、ご苦労様です。

農林水産省は9月31日に2019年産米の作況指数を発表しました。それによると県内の作況指数は、やや良の103との見通しであり喜んでおりましたが、それもつかの間、先日の10月12、13日に全国及び本県を直撃した台風19号の被害は未だ詳細の被害状況が分からない状態であり、被害者の皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。

また、去る10月1日には双葉町駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の安全祈願祭及び起工式が執り行われ農業委員会会長として出席いたしました。まさによろやく第一歩の工事がスタートし町がほんの少し動きが出てきたようであり今から完成が期待されるところであります。以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

議事に入る前に、鵜沼委員、高田農地利用推進委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくをお願いします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、7名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年10月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人には3番 大橋 利一 委員、7番 澤上 榮 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料3ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第3条第1項及び同条第3項規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行令第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和元年10月17日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

資料の4ページより、譲渡人 双葉町大字山田字柿木平××番地 ×× ××氏、譲受人 双葉町大字山田字柿木平××番地 ×× ××氏。土地の表示といたしまして、双葉町大字山田字北関表××番 田 他 44筆 計21,699平方メートル、山田字但馬内×× 畑 他15筆 計10,398平方メートルとなります。

当事者経営地、田21,699平方メートル、畑10,398平方メートルの合計32,097平方メートルとなります。譲受人労働力1人、移転理由は贈与でありまして、受贈

し引き続き農業経営を主宰するためです。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果につきましては、私、泉田が地区担当調査員となっておりますので、私から報告をさせていただきます。

譲渡人 ×× ×× 氏 のところに10月11日18時30分頃、電話で連絡しました。

×× 氏へ 今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については生前一括贈与により、×× ×× 氏 へ譲渡したいとのことでした。

譲受人×× ×× 氏へは10月11日、18時40分頃に電話で連絡し、×× 氏 についても今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。また、避難指示解除後には営農再開されるとのことでした。以上報告します。

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

その他ございますか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料96ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和元年10月17日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

資料97ページをご覧ください。被設定人は双葉町長伊澤 史朗となり、設定人は×× ×× 氏になります。本来であれば9月の定例総会にて予定されていた案件でしたが、設定人は千葉県に避難されている方で、先月の台風の影響で書類のやり取りができなかった経緯がありました、よって今回の10月定例総会に提出させていただきました。こちらは双葉町大字前田字桜町にあります JR の水路復旧工事のための仮設道路となります。先月分と合わせて4筆となります。今回の双葉町大字前田字桜町××番××に関して仮設道路として使用する面積が 97.75 平方メートルの一時転用となります。最終的に、工事が終わり次第農地に復元いたします。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果ですが、調査委員の澤上委員より報告願ひます。

○事務局長

この件につきまして9月13日に確認を行いました、申請の通りに対応するという事ですので支障ないと思ひます。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○（事務局長）

それでは皆さまのお手元の資料118ページをご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、事業計画変更の許可申請があったので審議に付す。令和元年10月17日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

こちらは9月に開催されました定例総会にてご審議いただいた、農地法5条申請、双葉町前田字桜町××番の×、××番の×、××番の×の3筆に関して訂正事項があり県に申請をしている状況です。今回の農業委員会に提出した農地の5条申請との同一箇所となりまして、事業計画変更の申請が必要と県から指導がありましたので審議をしていただくようになります。

現状、事業は着手されておりませんが今後、許可をいただきましたら発注をしていきたいと考えております。事業計画を遂行できなかった理由といたしまして××番の×の借地ができないために水路の工事ができない状態でした。

今回の事業計画ですが、当初の転用面積に97.75平方メートルを増やして、全体615.05平方メートルに変更いたします。資金計画ですが当初より用地費の自己資金を10,000円追加し110,000円、補助金は11,500,000円で合計11,610,000円となります。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○大橋委員

申請様式ですが土地の許可申請となっている箇所がありますがこの様式でよろしいのですか。

○志賀事務局長

様式上この形となります。

○大橋委員

再提出でしょうか。

○志賀事務局長

再提出ではなく、事業計画の変更になりますので9月の転用申請に追加となる形ですので同一的に提出する必要があるという指導が県からありました。

◆議長（泉田会長）

その他ございますか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第3号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13時47分）

引き続き、下記事項について協議

(1) 令和元年11月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について事務局より報告

(1) 新たな食糧・農業・農村基本計画に関する意見・要望について

閉会時間 13時55分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....大橋 利一.....[㊞]

議事録署名人.....澤上 榮.....[㊞]

議事録署名人.....泉田 健一.....[㊞]

